

令和 4 年 1 0 月 1 4 日
関東東北産業保安監督部東北支部

公益財団法人資源環境センターに対する厳重注意について

関東東北産業保安監督部東北支部は、休廃止鉱山における排水基準超過事故及びこれに係る連絡の遅延について、本日、公益財団法人資源環境センター（法人番号：6010005018642）に対し、施設の適切な運転・維持管理の徹底及び排水基準超過事故の際の連絡体制の整備を図る等、法令及び業務規程を遵守するよう厳重に注意しました。

1. 公益財団法人資源環境センターが坑廃水处理を実施している東北管内の休廃止鉱山において、令和4年に次のとおり排水基準超過事故とこれに係る連絡遅延が発生しました。
 - 令和4年1月13日 土畑鉱山 排水基準超過（連絡遅延）
 - 令和4年1月18日 土畑鉱山 排水基準超過
 - 令和4年7月 5日 佐井鉱山 排水基準超過
 - 令和4年8月19日 鉛山鉱山 豪雨による処理原水漏洩（連絡遅延）
 - 令和4年9月 2日 見立鉱山 排水基準超過
2. 排水基準超過事故については、坑廃水处理施設の不適切な運転又は維持管理、また、8月の連絡遅延については、1月の連絡遅延の再発防止対策措置が不十分であったことが認められました。
3. このため、施設の適切な運転・維持管理の徹底及び排水基準超過事故の際の連絡体制の整備を図る等、金属鉱業等鉱害対策特別措置法令及び業務規程を遵守するよう文書により厳重に注意しました。
4. また、同センターが坑廃水处理を実施している東北管内の休廃止鉱山における緊急時連絡体制の確認、坑廃水处理施設の運転方法・維持管理方法及び業務規程の再教育について指導しました。

（本資料のお問合せ先）

関東東北産業保安監督部東北支部鉱害防止課審査室

室長：佐々木 正克

担当：菅 陽一

電話：022—263—1111（内線5060～5062）

022—221—4968（直通）